

表 面

8センチメートル

第 号

産業標準化法第54条第1項及び第74条第1項の規定
による立入検査を行う独立行政法人製品評価技術基
盤機構の職員的身分証明書

3センチメートル

6センチメートル

4センチメートル

写真

所属
氏名

押出スタンプ

年 月 日生
年 月 日発行

独立行政法人
製品評価技術基盤機構理事長 図

裏面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）
（抄）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

5 第1項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

二 第29条第1項、第35条第1項から第4項まで、第54条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者